

天童市空き家に附属した農地の別段の面積に係る取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、定住の促進及び遊休農地の解消のために、空き家バンクに登録された空き家に附属した農地等に係る農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定に基づく農地の権利取得の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地 農地法第2条第1項に規定する農地をいう。
- (2) 空き家 市内に存する一戸建ての住宅で、現に居住していないもの、又は今後居住される見込みのないものをいう。
- (3) 空き家バンク 天童市空き家バンク実施要綱（平成26年市告示第216号）第2条第1項第2号に規定する空き家バンクをいう。
- (4) 空き家に附属した農地 空き家バンクに登録された空き家の所有者又はその法定相続人が権利を有する市内にある農地のうち、1筆ごとに農業委員会が指定したものをいう。
- (5) 総会 農業委員会が開催する定例又は臨時の総会をいう。
- (6) 遊休農地 農地法第32条第1項各号に掲げる農地をいう。

(農地の権利取得に係る別段の面積)

第3条 農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段の面積（農地の権利取得に係る下限面積）は、平成30年農委告示第3号のとおりとする。

(適用条件)

第4条 前条に規定する別段の面積の適用については、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 空き家に附属した農地は、接続する空き家と一体的に利用しなければ、その利用が困難であるものであること。
- (2) 空き家に附属した農地は、1筆ごとを単位とし、適用する時点で全部又は一部が遊休農地であり、かつ、所有者又は法定相続人による維持管理若しくは農作物等の栽培が行われる見込みがないこと。
- (3) 空き家及び空き家に附属した農地の所有者は、同一であること。ただし、所有者が死亡し、その相続人が明らかである場合又は農業委員会が認めた場合は、この限りでない。
- (4) 農地の権利を取得しようとする者は、当該権利の取得の日から起算して3年以上継続して、取得した農地を耕作すること。
- (5) 空き家及び空き家に附属した農地の権利の移転又は設定については、当該権

利の移転又は設定が同時、かつ、同様に行われるものであること。ただし、農業委員会が認めた場合は、この限りでない。

(指定)

第5条 空き家に附属した農地に係る農業委員会の指定を受けようとする者は、次に掲げる書類を農業委員会に提出しなければならない。

- (1) 空き家に附属した農地指定申請書（様式第1号）
- (2) 天童市空き家バンク実施要綱第6条第4項に規定する空き家バンク登録完了書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、農業委員会が必要と認める書類

2 農業委員会は、前項の規定による書類の提出があったときは、次の各号に掲げる農地の区分に応じ、当該各号に定める審査又は調査を行うものとする。

- (1) 指定を受けようとする農地の面積が0.1アール以上10アール未満の場合 農業委員会事務局による書類審査
- (2) 指定を受けようとする農地の面積が10アール以上30アール未満の場合 農業委員会農地常任委員会による現地調査

3 農業委員会は、前項各号の規定による審査又は調査の終了後、総会の議決を経て、当該農地を空き家に附属した農地として指定するものとする。

(農地の権利取得)

第6条 前条の規定により空き家に附属した農地として農業委員会の指定を受けた農地（以下「指定農地」という。）の権利を取得しようとする者は、次に掲げる書類を農業委員会に提出しなければならない。

- (1) 農地法第3条第1項の規定による許可申請書等
- (2) 空き家に附属した農地利用計画書（様式第2号。指定農地の面積が0.1アール以上10アール未満の場合に限る。）
- (3) 天童市新規就農希望者（新設農家）取扱い申合せ事項に規定する取得農地等利用計画書（営農計画書。指定農地の面積が10アール以上30アール未満の場合に限る。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、農業委員会が必要と認める書類

2 農業委員会は、前項の規定による書類の提出があったときは、次の各号に掲げる指定農地の区分に応じ、当該各号に定める審査又は調査を行うものとする。

- (1) 指定農地の面積が0.1アール以上10アール未満の場合 農業委員会事務局による書類審査
- (2) 指定農地の面積が10アール以上30アール未満の場合 農業委員会農地常任委員会によるヒアリング調査

3 農業委員会は、前項各号の規定による審査又は調査の終了後、総会の議決を経て、当該農地の権利取得を許可するものとする。

(指定の解除)

第7条 農業委員会は、空き家に係る権利を取得した者が指定農地の権利を取得したときは、当該指定農地に係る第5条第3項の規定による指定を解除するものとする。

2 農業委員会は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、総会の議決を経て、第5条第3項の規定による指定を解除するものとする。

- (1) 空き家バンクの登録が取り消されたとき。
- (2) 指定農地の所有者から指定の取消しの申出があったとき。
- (3) 指定農地の権利に移動があったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、農業委員会が必要と認めたとき。

(告示等)

第8条 農業委員会は、空き家に附属した農地を指定したとき又はその指定を解除したときは、速やかに告示するものとする。

2 農業委員会は、前項の規定による告示を行ったときは、速やかに市長に通知するものとする。

(権利移転後の調査及び指導)

第9条 農業委員会は、空き家に附属した農地に係る権利移転後の利用状況について、適宜調査を行うものとする。

2 農業委員会は、前項の調査により当該農地が適正に耕作されていないと認める場合又は今後適正な耕作が見込まれない場合は、当該農地の権利を有する者に指導を行うものとする。

(委任)

第10条 この基準に定めるもののほか、この基準の施行に関し必要な事項は、農業委員会が別に定める。

附 則 (天童市農業委員会告示第3号)

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (天童市農業委員会告示第8号)

この基準は、令和3年8月1日から施行する。